

# 平成29年4月1日から 木造住宅耐震診断・耐震改修等 助成事業を拡充します

耐震改修助成限度額を**期間限定**で**110万円**に拡充  
平成30年3月31日までに着手する耐震改修に限って、通常は80万円の助成限度額を110万円に引き上げます（助成率2分の1は変更ありません）。  
1年間限定での限度額引き上げですので、この機会にぜひご自宅の耐震改修の実施をお願いします。

	通常	引き上げ後	適用期間
耐震改修 助成限度額	80万円	110万円	平成30年3月31日までに着手する耐震改修に限って引き上げ後の額を適用

## 耐震除却助成を新規事業で実施

平成28年度まで実施していた耐震建替え助成事業に替わり、新たな事業として、耐震除却助成事業を開始します。耐震診断の結果耐震性が不十分と判定された住宅を除却する場合に、除却費用の2分の1（限度額50万円）を助成します。なお、助成対象は個人に限ります。

	助成率	助成限度額	要件
耐震除却 助成事業	2分の1	50万円	除却の実施前まで居住しており、かつ、除却完了時まで所有者等であること

## 入居前の耐震診断・耐震改修を助成対象に追加

これまで助成対象者を実際に住んでいる方のみに限定していましたが、中古住宅を購入や相続等により取得した際に住む前に耐震化を行いたいというニーズに対応するため、新たに、耐震診断及び耐震改修については今後住む予定の方を助成対象者に加えます。

	変更前	変更後	要件
助成対象者 (耐震診断・ 耐震改修)	「所有者又は所有者の二親等以内の親族で、現に居住する者」	左記の者に、「所有者又は所有者の二親等以内の親族で、耐震診断又は耐震改修の実施後すみやかに居住する予定の者」を追加	居住予定者の場合は、耐震診断又は耐震改修の実施後すみやかに入居する旨の誓約書を提出すること

【各助成共通のご案内】 助成対象… 昭和56年5月31日以前に建築された一戸建ての木造住宅

# 木造住宅の耐震診断・耐震改修等の助成制度 府中市

## 助成の対象

から の全てに  
該当するもの

旧耐震基準(昭和56年5月31日以前に建築)の一戸建ての木造住宅  
現に住宅の所有者等<sup>1</sup>が居住し、かつ住民登録をしていること<sup>2</sup>

- 1 所有者等とは、所有者本人及び所有者の二親等以内の親族をいいます。
- 2 耐震診断及び耐震改修は、現に居住している場合のほか、所有者等が診断・改修の実施後すみやかに居住する予定の場合も助成対象となります。また、耐震除却は、除却の実施前まで居住し、かつ完了時まで所有者等であり続けることを要件とします。

市税等の滞納がないこと

## 耐震診断

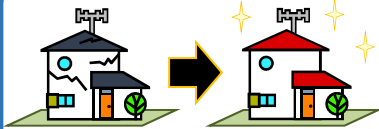


### 【診断する者】

- ・一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部府中部会耐震診断委員会に所属する建築士
- ・府中市内に事務所がある東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に基づき登録を受けた事務所

助成限度額 12万円 (ただし、耐震診断費用の3分の2)

## 耐震改修



市の助成制度により実施した耐震診断で上部構造評点が1.0未満と診断された住宅で行う、上部構造評点を1.0以上とする耐震改修工事  
【改修工事業者】

- ・府中市内に建設業の「建築工事業の許可」を得た事業所を有する建設業者で、むさし府中商工会議所が行う耐震補強に関する講習を受講した業者

工事契約後、かつ着工前に、助成金を申請してください。  
原則として工事契約を行った年度内に改修が完了するようにしてください。

助成限度額 平成29年度中の耐震改修着手の場合 **110万円** (ただし、耐震改修費用の2分の1)  
通常の80万円から、期間限定で110万円に限度額を引き上げます。

## 耐震除却



市の助成制度により実施した耐震診断で上部構造評点が1.0未満と診断された住宅全部の除却

### 【解体工事業者】

- ・建設業法の解体に係る許可又は建設リサイクル法の登録を得ている業者

工事契約後、かつ着工前に、助成金を申請してください。  
原則として工事契約を行った年度内に除却が完了するようにしてください。

助成限度額 50万円 (ただし、除却費用の2分の1)

## 耐震シェルター等の設置

市の助成制度により実施した耐震診断で上部構造評点が1.0未満と診断された住宅における耐震シェルターなどの設置で、世帯の状況が次のいずれかに該当するもの

### 【対象要件】

- ・65歳以上の方のみで構成された世帯
- ・身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者手帳1級をお持ちの方がいる世帯

助成限度額 30万円 (ただし、設置費用の4分の3)